

滋賀県自転車活用推進計画の策定について

○目的

- ・国において、平成29年5月に自転車の活用による環境への負荷の低減や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用推進に関する施策の基本となる事項を定めた「自転車活用推進法」が施行される。
- ・国は、平成30年6月に同法第9条に基づき、自転車活用推進に関する目標および実施すべき施策を定めた「自転車活用推進計画」を策定した。
- ・同法第10条では、都道府県は、国の推進計画を勘案し、県の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないと定められており、県の自転車活用推進計画を策定するものである。

○計画の策定方針

- ・計画には、「ピワイチ」をはじめとする自転車を利用した「観光振興」、健康長寿県である本県の更なる「健康増進」、自転車の事故のない「安全で安心な社会の実現」といった県の目標のほか、自転車通行空間の整備、自転車利用のルール、マナーの啓発、自転車通勤の促進等の自転車活用推進に向けた官民の実施施策について記載する予定。
- ・計画策定にあたっては、官民連携による自転車活用推進のプラットフォームである「滋賀プラス・サイクル推進協議会」(国・県・市町、学識経験者、自転車関係団体(NPO)、各種交通事業者等により構成)において、意見聴取を行いながら進めていく予定。

○策定に向けたスケジュール

令和元年6月	土木交通・警察・企業常任委員会(計画について)
令和元年9月	土木交通・警察・企業常任委員会(計画(素案)について)
令和元年9月	県民政策コメント、市町 意見照会(1ヶ月間)
令和元年11月	土木交通・警察・企業常任委員会(計画(案)について)
令和元年12月	県版自転車活用推進計画策定・公表

1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

- 自転車活用推進法が平成29年5月1日に施行

【目的】

- 自転車の活用による環境負荷の低減
- 災害時における交通機能の維持
- 国民の健康増進

- 滋賀県自転車活用推進計画は、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法第10条に基づいて策定する。
- 滋賀県の自転車活用の推進に関して基本となる計画

(2) 計画期間

- 計画期間は、長期的な展望を視野に入れ、2022年度までとする。

(3) 自転車を巡る現状

- 歩道を通行する自転車が多く、自転車対歩行者の事故対応が課題
- CO₂削減対策の手段として、環境にやさしく、身近でアクセシビリティの高い自転車の利用促進が重要
- 健康増進の面からの自転車利用促進が有効
- インバウンドも視野に入れたサイクリングの受入環境や走行環境の整備は不十分
- 東日本大震災において、ガソリン不足や交通渋滞の状況下など、災害時における移動手段として自転車が活躍
- 自転車の安全で快適な利用の促進と交通事故防止、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的に平成28年に「滋賀県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」を公布・施行

2. 目標および実施施策

- 各部局との連携のもと、自転車活用推進に関する目標を設定し、目標達成に向けて、具体的に実施する施策を定める。

4つの目標と主な施策例

①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

【主な施策】

- 市街地等における自転車通行空間の計画的な整備推進
- 駐輪場や放置自転車対策
- レンタサイクル・自転車リースの推進 など

②サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化

【主な施策】

- ビワイチルートの自転車通行空間の計画的な整備推進
- 観光客向けに道の駅等にサイクルスタンドの設置推進
- サイクリングが楽しみやすい環境づくり(事業者との連携)
- ルート検索や現地情報の取得のためのアプリ等の充実 など

③自転車活用の推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

【主な施策】

- 自転車通勤の促進
- サイクリングの楽しさに触れる機会の創出(サイクリングイベントの実施等)
- サイクリングによる自然とのふれあいの推進 など

④自転車事故のない安全で安心な社会の実現

【主な施策】

- 学校やイベントにおいて自転車利用のルール、マナーの啓発
- パンフレットの配布による点検・整備の方法等について啓発
- 自転車損害賠償保険等への加入の促進 など

- 計画に基づき、国、県、市町、事業者、県民等の関係者が連携・協力して施策を実施

◎以上を案として、検討します。